

復 本 第 9 2 2 号  
2 0 2 3 0 4 2 6 福局第1号  
令 和 5 年 4 月 2 8 日

卸売業者団体の長 殿  
仲卸業者団体の長 殿  
小売業者団体の長 殿  
外食業者団体の長 殿  
中食業者団体の長 殿  
加工業者団体の長 殿  
宿泊業者団体の長 殿

復 興 庁 統 括 官  
経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長

ALPS 処理水の海洋放出に伴う風評影響の防止・抑制に向けた  
協力について（周知依頼）

ALPS 処理水の処分について、政府は、令和3年4月に、安全性の確保と風評対策の徹底を前提に海洋放出する基本方針を決定し、令和5年1月には、具体的な海洋放出の時期は本年春から夏頃と見込むと示した。

今般、経済産業省において、ALPS 処理水の海洋放出に伴う足下の風評影響の可能性について把握するとともに、将来的な影響の防止・抑制に繋げることを目的に、事業者調査（アンケート調査やヒアリング）を実施したため、その結果を踏まえ、風評影響の防止・抑制のための対応を一層進めることとしたい。

令和5年4月13日に開催された原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（別記参照）における議論を踏まえ、以下の通り協力要請を行うこととしたので、貴団体におかれては、本要請文を傘下の関係者に対して周知いただくようお願いする。また、各団体から周知を受けた企業におかれては、代表者の方から現場の調達・販売担当の方々まで本要請文の趣旨を周知し、適切に御対応いただくよう、特段の御配慮をお願いする。

## 記

### 1. 調査の結果

調査結果の概要は、次のとおりである。その詳細は、別添1の「ALPS処理水による風評影響についての事業者調査結果と今後の対応について」を参照いただきたい。

- (1) 福島県及びその周辺地域の事業者からは、ALPS処理水放出後の将来的な影響発生を懸念する声が寄せられた。
- (2) ALPS処理水の処分方針決定を受けて、販売（仕入）部門で考えている対策・対応がある事業者（生産者以外）のうち、最も選択した割合が高いのは「仕入先への安全確認（確認がとれたもののみ扱い）」であった。
- (3) 今後政府が実施予定の施策については、ALPS処理水やその海洋放出による影響、実際のモニタリングデータなど、安全性の確認・説明に資する情報の提供ないし資料の作成が特に効果的だと考えられている。

### 2. 調査結果を踏まえた風評影響の防止・抑制に向けた対応

調査結果を踏まえ、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響の防止・抑制に向けて、以下の内容について、適切に御対応いただきたい。

- (1) ALPS処理水の海洋放出が行われる、もしくは行われたことのみをもって、福島県及びその近隣県の産品を取り扱わなかったり、買いたたいたりすることのないようにするとともに、福島県及び近隣県産品と他県産品とを公平に選択いただきたい。
- (2) ALPS処理水の放出後、風評影響の可能性が確認された場合、状況の悪化や影響の拡大を防ぐために、政府として迅速な対応を行うことが重要と考えているところ、日々の取引の中で何らかの兆候が見られた場合は、経済産業省に情報提供いただきたい。また、そうした情報提供に基づき、当該事業者やその取引先等に状況確認のためのヒアリングに伺う場合があるため、要請があった場合は、可能な限り協力いただきたい。
- (3) ALPS処理水の海洋放出による風評影響を生じさせないためにも、放出前後にわたって、産品の魅力発信・消費拡大に取り組むことが重要であり、販売フェアの実施や常設的な取扱いを通して、積極的な福島県及び近隣県の産品の魅力発信・消費拡大に協力いただきたい。

- (4) メディアの報道やSNSでの発信等による影響を懸念する声も寄せられていることから、政府としても、ALPS処理水の処分の安全性の確保について、第三者であるIAEA（国際原子力機関）から厳格なレビューを受けるとともにモニタリングを実施する等、万全を期すとともに、引き続き科学的な根拠に基づき透明性高く正確な情報発信や提供に努める。その上で、アンケート調査やこれまでのヒアリング・意見交換等で寄せられた事業者からの要望も踏まえ、取引先や消費者からの問い合わせがあった場合に御活用いただけるような、ALPS処理水やその海洋放出による影響についての簡単なリーフレット（別添2）や詳しいQ&A（別添3）を作成するとともに、福島県産や近隣県産の食品の安全性について答える問い合わせ窓口（別添4）を設置しているので、貴団体及び傘下の関係者においては、御活用いただきたい。

以上

**【通知内容に関する問合せ先】**

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力発電所事故収束対応室  
電話：03-3580-3051

## 別記

### 原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース

#### 1. 目的

復興大臣の下、関係省庁局長クラスからなるタスクフォースを開催し、風評対策の進捗管理及び課題の洗い出しを行い、今後の方向性を定めることにより、その推進を図る。

#### 2. 構成員

- ▶復興大臣
- ▶復興副大臣
- ▶復興庁 事務次官、統括官、審議官、統括官付参事官
- ▶内閣府大臣官房政府広報室 室長
- ▶内閣府食品安全委員会事務局 事務局長
- ▶内閣府原子力被災者生活支援チーム 事務局長補佐
- ▶消費者庁 次長
- ▶外務省 経済局長
- ▶文部科学省 大臣官房総括審議官
- ▶厚生労働省 生活衛生・食品安全審議官
- ▶農林水産省 総括審議官（新事業・食品産業）  
消費・安全局長、輸出・国際局長
- ▶経済産業省 大臣官房福島復興推進グループ長
- ▶国土交通省 観光庁次長
- ▶環境省 環境保健部長
- ▶原子力規制庁 核物質・放射線総括審議官
- ▶防衛省 防衛装備庁プロジェクト管理部長

(オブザーバー)

福島県

※ ALPS 処理水を議題として扱う場合には、別途必要な構成員を追加。